

## 文京区議会申し合わせ事項

## 一般質問の氏名通告、内容通告及び質問要旨の通告等について（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>一 一般質問の氏名通告は定例議会初日の<u>六日前</u>（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に、内容通告（質問原稿の通告）は定例議会初日の<u>五日前</u>（休日等を除く。）の正午までに行うこととする。</p> <p>二 議長に対して、別記様式により、一般質問の要旨を通告することとする。期限は、内容通告と同様に、定例議会初日の<u>五日前</u>（休日等を除く。）の正午までとする。 なお、質問要旨は、内容通告における大項目とし、項目数は 10 以内に、かつ、1 項目当たり 30 字以内にまとめることとする。</p> <p>三、四 （略）</p>	<p>一 一般質問の氏名通告は定例議会初日の<u>七日前</u>に、内容通告（質問原稿の通告）は定例議会初日の<u>六日前</u>の正午までに行うこととする。</p> <p>二 議長に対して、別記様式により、一般質問の要旨を通告することとする。期限は、内容通告と同様に、定例議会初日の<u>六日前</u>の正午までとする。 なお、質問要旨は、内容通告における大項目とし、項目数は 10 以内に、かつ、1 項目当たり 30 字以内にまとめることとする。</p> <p>三、四 （略）</p>

## 通年議会における議会期間以外の常任委員会について（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>1 （略）</p> <p>2 議会期間以外に開催する常任委員会の運営 （1）～（3） （略） （4）議会期間以外の常任委員会の招集等 ○委員長は、執行機関との連絡を密にして報告事項の有無を確認の上、議会期間以外の常任委員会を招集するか否かについて、委員会開会日の 4 日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）までに議長に通知する。 ○委員長は、議会期間以外の常任委員会を招集する場合は、委員会開会日の 3 日前（休日等を除く。）までに所属委員に通知する。この場合の資料送付は、所管する執行機関が委員会開会日の 2 日前（休日等を除く。）の正午までに行うこととする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 議会期間以外に開催する常任委員会の運営 （1）～（3） （略） （4）議会期間以外の常任委員会の招集等 ○委員長は、執行機関との連絡を密にして報告事項の有無を確認の上、議会期間以外の常任委員会を招集するか否かについて、委員会開会日の 4 日前までに議長に通知する。 ○委員長は、議会期間以外の常任委員会を招集する場合は、委員会開会日の 3 日前までに所属委員に通知する。この場合の資料送付は、所管する執行機関が委員会開会日の 2 日前の正午までに行うこととする。</p> <p>3 （略）</p>